

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 5件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 6 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から同年 8 月まで  
② 昭和 38 年 9 月から 43 年 3 月まで  
③ 昭和 53 年 6 月から同年 8 月まで

申立期間①及び②については、平成 5 年 8 月ごろ、A 町役場で、現状では国民年金の受給資格期間に満たないと言われ、国民年金保険料の未納期間分として 7 万円を一括払いした記憶がある。また、申立期間③については、昭和 53 年 6 月から同年 8 月までの間は国民年金と厚生年金保険の保険料が重複納付となっているが、同期間に係る国民年金保険料分の還付金を受領した覚えが無い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、B 市の国民年金保険料収納簿や社会保険庁のオンライン記録から国民年金と厚生年金保険の保険料が重複納付されていることが確認できる。しかし、社会保険事務所保管の還付整理簿では、申立人の還付に係る記録は確認できない上、申立人の国民年金被保険者台帳上の還付決議日に近接する時期である昭和 55 年 9 月 11 日処理分の記録が抜け落ちているなど、社会保険事務所において還付事務が適正に行われていなかった状況がうかがえる。また、社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳には、市の記録で国民年金保険料が納付済みとなっている同年 8 月分の欄に納付を示す「納」の押印が無く、同年 6 月分及び 7 月分の欄のみ還付を示す「還」が押印されているなど、記録管理が適正に行われてお

らず、申立人に還付金は還付されていないものと推認される。

一方、申立期間①及び②については、申立人が国民年金保険料として7万円を納付したとする平成5年8月ごろにおいては、申立期間は既に時効により過年度納付できない上、特例納付も実施されていない期間でもあり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、A町が保管する申立人に係る個人カードの徴収済記録欄では、平成5年8月から6年3月までの間、国民年金保険料が一括して納付されており、この間の保険料額は8万4,000円となることを踏まえると、同期間の国民年金保険料との錯誤であると推測するのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年6月から同年8月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月1日から44年3月26日まで  
私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。  
株式会社Aを昭和44年3月26日に退職したが、脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた株式会社Aは、「当時の資料は無く、当時の状況を承知している職員もいないため、脱退手当金への当社の関与状況は不明である。」としているが、当時の女性の同僚で脱退手当金の受給資格を有する10名とも脱退手当金を受給しておらず、複数の同僚が脱退手当金の説明などは無かったとしていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、昭和39年10月11日から40年2月26日までのBの厚生年金保険被保険者期間は未請求となっており、脱退手当金の支給決定の約4年前の勤務事業所であることから、脱退手当金の請求時に失念するのは不自然である。

さらに、社会保険事務所の被保険者原票では、申立人の名前と生年月日が誤っており、社会保険事務所の記録管理に不備が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日とし、資格喪失日に係る記録を37年3月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年4月1日から37年3月1日まで  
昭和34年4月から37年3月にB製作所に勤務するまで、Aに勤めていた。同年2月に退職する際、厚生年金保険被保険者証を渡されて次の会社に出すように言われていた。

また、当時Aの車で事故を起こし、新聞に掲載されているので、その期間を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したとするAには、申立人の厚生年金保険の加入に係る記録や賃金台帳等は保存期間が経過しているとの理由により保管されておらず、関連資料による保険料控除等は確認ができなかったものの、当時の複数の同僚の「定時制高校を卒業して、大阪に行くまでは勤務していたと記憶している。」との証言及び昭和35年7月にAの車で事故を起こしているとの新聞記事から申立期間においてAに勤務していたことが推認できる。

また、申立人が申立期間に「以前と同様な勤務形態で再度Aに勤務して配達の仕事をしていたので厚生年金保険料を掛けていた。」としていることについては、申立人は「申立期間以前の昭和33年7月1日から33年8月末までAの車で配達の仕事をしており、その期間は厚生年金保険に加入して、一時、体調を崩し退職したが34年4月に復帰した。」と述べてい

るところ、申立人の厚生年金保険の加入記録及び複数の同僚の証言から申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、当時同様の配達業務に従事していた複数の者は、すべて厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は昭和34年4月1日から37年3月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、事業主が当時の状況については、資料が無いので不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年4月から37年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年4月30日）及び資格取得日（昭和26年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月30日から同年5月31日まで

昭和26年3月、専門学校を卒業、学校の紹介によりB市のA株式会社に入社し、入社後1か月は工場に出向いて研修を受けた後、C氏とともに同社D支店に転勤した。同支店では営業をしていたが、その間の給料はもらっており保険証を返した覚えも無い。約1年後にB市の本社に帰り、E支店等を経て28年9月まで引き続き勤務していた。

このたび年金記録を確認したところ、同社の記録は昭和26年4月10日に資格取得し同年4月30日に資格喪失し、同年6月1日に再資格取得し28年10月1日に資格喪失したものとなっていた。

入社以来、途中で退職したことはないので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A株式会社において昭和26年4月10日に厚生年金保険の資格を取得し、同年4月30日に資格を喪失後、同年6月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A株式会社に同期入社と同僚及び昭和24年から同社D支店に勤務していた上司の証言から、申立人は申立期間に同支店に勤務していた

と推認され、申立期間の前後を通じて事業主との雇用関係は継続しており、雇用形態や勤務条件等についての変更をうかがわせる事情もなく、継続してA株式会社に勤務（昭和26年4月30日に本社から同社D支店に異動）していたことが認められる。

また、当時の厚生年金保険の適用については、同社D支店（類似名称を含む。）の適用事業所としての登録は確認できなかった上、前出のD支店に勤務していた上司は「私が給与などを担当していたが、厚生年金保険適用は本社で一括して処理していた。」と証言していることから、A株式会社では本社において同支店を含めた一括適用がなされていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和30年11月5日に厚生年金保険の資格を取得し、36年8月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和30年11月から31年9月までの期間は5,000円、同年10月から32年9月までの期間は6,000円、同年10月から34年7月までの期間は7,000円、同年8月から35年9月までの期間は9,000円、同年10月から36年7月までの期間は10,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から36年8月26日まで

申立期間のころ、A株式会社では、雇用形態が社員、工員、臨時工に分かれていて、私は、最初は臨時工で、その後は、工員として働いていたのではないかと思う。

申立期間のころ、一緒に働いていた近所の方は、A株式会社で働いていた時の厚生年金が支給されているとのことである。

同じ雇用形態で一緒に働いていた方に厚生年金が支給されているのに、自分には支給されていないことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和30年11月5日から36年8月26日までの期間については、申立人の旧姓で生年月日が誤って記録されていたことから基礎年金番号に未統合となっている厚生年金保険の記録が確認できたことから、申立人は当該期間においてA株式会社に勤務し、昭和30年11月から36年7月までの期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和30年11月から31年9月までの期間は5,000円、同年10月から32年9月までの期間は6,000円、同年10月から34年7月までの期間は7,000円、同年8月から35年9月までの期間は9,000円、同年10月から36年7月までの期間は10,000円とすることが妥当である。

一方、昭和27年4月から30年11月4日までの期間については、申立事業所が保有する労働者名簿の記録から、申立人は28年3月までは親戚の商店に就職していたことが判明した。また、申立人は同年4月から申立事業所へ雇入れの記録がある30年10月4日までの雇用形態や入社年月日等の記憶が曖昧である上、申立事業所も同日以前の申立人の記録は確認できないとしている。

さらに、申立人は、最初は臨時工として勤務していたと主張しているところ、申立事業所において同時期に勤務していた申立人の夫からは、「当時は、臨時の工員には厚生年金は掛けていなかったと思う。妻の場合も、途中までは臨時だったと思う。」旨の証言が得られた。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 52 年 10 月ごろ、A 市 B 区役所で国民年金に任意加入し、55 年 8 月に C 市に自宅新築後も同市で継続して国民年金に任意加入していた。国民年金保険料は、毎月納付書が送付されて来たので、自宅近くの郵便局か金融機関において、保険料として 1 万 2,000 円程度を納付していたと記憶しているが、57 年 10 月に国民年金の加入をやめたこととなっており、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付したこと示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、毎月納付書が送付され、郵便局等で国民年金保険料として 1 万 2,000 円程度を納付していたと主張しているが、納付書は年度当初に当該年度分を一括送付されるものであり、C 市では申立期間当時は郵便局での納付はできなかつた上、納付したとする保険料額も当時の保険料額とは大きく異なっているなど、申立人の申立期間当時の記憶は曖昧である。

さらに、申立人が所持している国民年金への加入当初からの国民年金手

帳には、昭和 57 年 10 月 5 日に国民年金の資格を喪失している旨の記載と C 市名のゴム印が押されており、申立人自身が資格喪失の届けを行ったものと推測される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 15 日から 30 年 3 月 1 日まで  
私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A株式会社B営業所を昭和 30 年 3 月 1 日に退職したが、脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険の加入期間は、当時の脱退手当金の支給要件である厚生年金保険被保険者期間を満たしており、申立期間に係る脱退手当金の支給額の計算にも誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和30年6月14日に支給決定されているなど、一連の脱退手当金の支給事務の処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 10 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

申立期間前の昭和 29 年 2 月 1 日から 35 年 7 月 20 日まで勤務した A 株式会社に係る脱退手当金は受給したが、37 年 10 月 1 日に退職した B 社については、脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間に係る被保険者名簿には、脱退手当金を支給した旨が記載されており、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 山口厚生年金 事案 315(事案 97 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 43 年 9 月まで

当初の申立てに対する決定通知を受け取った後、申立期間当時の同僚の名前を思い出したので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、勤務していたと主張しているA株式会社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらず、類似する商号のB株式会社(現在は、株式会社CのD支店)の健康保険厚生年金保険被保険者原票にも申立人の名前は無い上、申立人は、社員寮で住居を共にしていたとする同僚の氏名、消息等を記憶しておらず、当時の同僚の証言も得られないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当時の同僚の名前を思い出したとして再申立てをしているが、申立人が勤務していたと主張するA株式会社の存在が確認できず、再申立ての理由としている同僚の所在は不明で、同僚の子供が通っていたとしている学校の存在も確認できない上、類似する商号のB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に思い出した同僚の名前が見当たらないなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月から 34 年 4 月まで  
昭和 33 年 6 月から 34 年 4 月 30 日まで、株式会社Aに住み込みで働いていた。仕事はボイラー焚きと洗濯で、辞めたときには失業保険の書類をもらった覚えもある。  
申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の同僚に係る記憶により、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚の入社時期に係る証言やオンライン年金記録による同僚の資格取得状況を確認したところ、同社では、入社後直ちに社会保険に加入させていない取り扱いを行っていたことが推認できる。

また、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、事業主は死亡しており、事業主の妻も、当時の厚生年金保険料の控除に係る資料は残っていないとしていることから、申立てに係る事実を確認することができず、厚生年金保険料の控除に関する周辺事情を見い出すことができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する申立期間における同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、同名簿の整理番号は連番で欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとも考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 51 年 2 月 1 日まで  
私が、A 株式会社に勤務した昭和 48 年 4 月 1 日から 51 年 2 月 1 日までの期間について、社会保険事務局から厚生年金保険の加入期間が無いとの回答を受けた。この間、同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。同時に入社した人に B さんがいたこと、病気で入院した際に C 組合から傷病手当金を受け取ったこと等を覚えている。

## 第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の労働者名簿及び雇用保険の被保険者情報により、申立期間当時、申立人は同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 株式会社は、同社では職長以上の従業員及び女子事務員は C 組合の第一種組合員として厚生年金保険に加入させていたが、その他の作業員は同組合の第二種組合員として厚生年金保険には加入させておらず、申立人の場合、作業員であったことから加入させていなかったものと回答している。

また、申立人が記憶している同僚及びオンライン年金記録により被保険者資格のある従業員を無作為に抽出し、業務内容、雇入日及び厚生年金保険の資格取得状況を調査した結果、事務職については、雇入後直ちに厚生年金保険被保険者の資格を取得しているが、作業員については、雇入後 7 年から 10 年経過後、厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立内容を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。